

島嶼での土地と人間社会

Land as Society in an Atoll Environment

柄木田 康之 鹿児島大学南太平洋海域研究センター 〒890 鹿児島市郡元1-21-24
Yasuyuki KARAKITA Kagoshima University Research Center for the South Pacific. 1-21-24 Korimoto, Kagoshima
890, Japan

ABSTRACT This paper reports the complementarity between two kin categories, i.e. *laiul mwal* (children of men) and *laiul shoabut* (children of women), found in the formation of land-holding groups in Falalap, Woleai Atoll, Central Caroline Islands. The fundamental units in Falalap social structure are matrilineal clans (*gailang*) and matrilineages or uxorilocal extended families. However, according to Falalap people, one does not belong exclusively to mother's group, but to both mother's and father's groups. Two categories are recognized among the members of a matrilineal clan. The children of male members are called *laiul mwal* (children of men) and the children of female members are called *laiul shoabut* (children of women). These two categories show oppositions in the complementary contexts of respect-avoidance behaviors and the formation of land-holding groups. Strict respect-avoidance behaviors are stipulated between brothers and sisters. In this context, the children of men are superior to the children of women. On the other hand, in the formation of land-holding groups, the children of women are superior to the children of men. A segment is formed only when certain members within a lineage receives land from their father's lineage. When the children of men received certain land from their father's group, they had certain obligations towards their father's group before World War II. When the children of men could not meet these obligations, the children of women could chase the children of men out. This relation between the children of women and the children of men is in sharp contrast with the cross-sibling relationship in the respect-avoidance behaviors, so that it is possible to say the cross-sibling relation in Falalap, Woleai shows complementarity across the contexts.

Key words: Woleai Atoll / Caroline Islands / Land Tenure / Respect-avoidance behaviors / Siblingship
(オレアイ環礁/カロリン群島/土地保有/表敬・忌避行動/シブリングシップ)

マーシャル・サーリンズの『ポリネシアの社会階層 (*Social Stratification in Polynesia*)』はオセアニアの火山島の社会構造, 特に出自集団の構造の比較研究で影響力を持ち, ラメージ *ramage* と切頭出自系統 *truncated descent line* という二つの出自集団の区分は, さまざまなタイプの資源が分散して見られる環境と, 集中して見られる環境に適応した社会構造だと見なされた。サーリンズの二類型についての批判は火山島社会では進んだが (Finney, 1966; Freeman, 1964), そのうちに調査研究のパラダイム自体が変わってしまい, 環礁社会についての批判は忘れ去られてしまった。サーリンズの研究は文化決定論的なゴールドマンのポリネシアの社会階層研究と対立する志向性を持つものだった (Goldman, 1970)。しかし近年の著作では, サーリンズ自身が文化を重視する立場のリーダーである。発表では中央カロリン群島オレアイ環礁フララップ島の土地保有

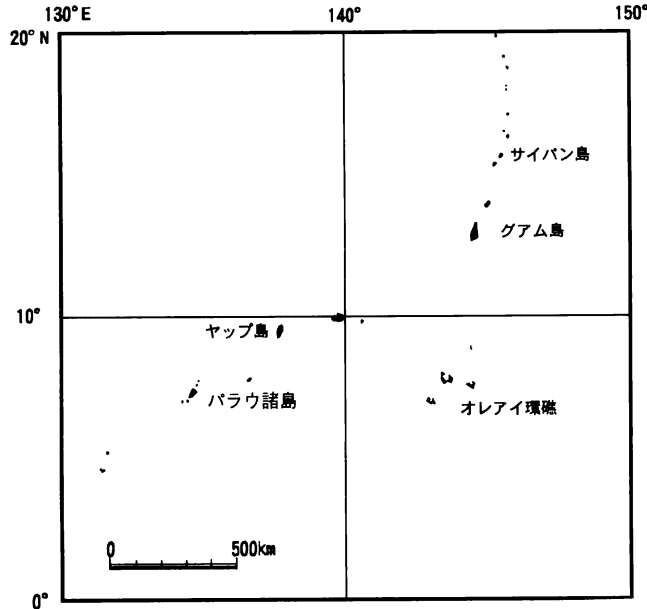


図1. オレアイ環礁。

集団の編成について報告し、環礁社会を含めたサーリンズのポリネシア社会構造の比較研究の枠組みの再考を検討した。

オレアイ環礁はグアム島の南方、北緯 $7^{\circ}21'$ 東経 $143^{\circ}53'$ 、中央カロリン群島に位置する環礁で、約20の島々からなり、現在そのうち5つの島に人が居住している(図1)。調査は1988年、1990-91年、1992年に通算19ヶ月フララップ島を中心に行った。1987年のマイクロネシア連邦の推計によれば、オレアイ環礁の全人口は794人、フララップ島で397人である(Chieng, C. et al. 1987)。島の人々の主食はタロイモとパンの実、副食は魚が最も一般的で、ココヤシが食用・飲用にとどまらず、生活全般に重要である。

フララップの社会構造の基本単位は母系リネージ(ないしは妻方居住にもとづく拡大家族)と *gailang* と呼ばれる母系クランである。母系リネージのメンバーは一つのセットとなった屋敷地・ココナツ林・タロイモ田を共有している。リネージに相当する現地語は見出せないが、リネージはその成員が居住する土地名、つまり屋敷地名によって同定することができる。またリネージが村落レベルの再分配の単位となる。

あえてリネージにあたる言葉をあげるとすれば、*yaremat ni bugot* (土地・屋敷地の人々) となる。しかしこの言葉は出自集団よりも屋敷地に権利をもつ人々の意味で用いられる。また世帯・家族と翻訳するには、*yaremat ni bugot* は婚入者を成員に含み、なおかつ婚出者を成員から排除しない。むしろ土地を共有する集団示すために、エステイトなどの新たな概念を用いるべきかもしれないが、定まった用法が確立されているとは思えないので、ここでは近隣の島々の報告で用いられている、リネージという用語を踏襲しておく(Labby, 1976; Alkire, 1965, 1974; 須藤 1984, 1986)。

これに対して母系クランは *gailang* とよばれ、固有の名称をもっている。クランは外婚の単位であり、個人は父方・母方双方のクランの者と結婚することが禁止されてる。またクランが首長

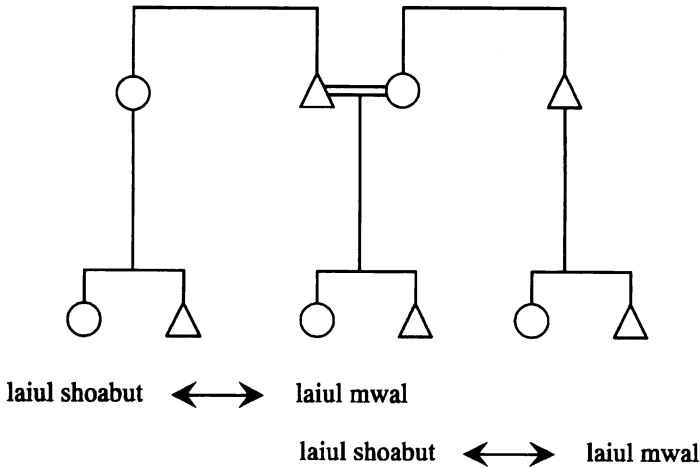


図2. ライル・マールとライル・ショーブトゥ

などの政治的役職を選出する単位となる。

つまりフララップは母系妻方居住婚社会と特徴づけうるのだが、フララップの人々によれば、人は母の母系集団にだけに帰属するわけではなく、父方・母方双方の母系集団に帰属し、あえて自己を同定するさいに母方への帰属を強調するという。母系集団の成員には二つのカテゴリーが認識されており、女性成員の子供はライル・ショウブトゥ(*laiul shoabut*・女性の子供)、男性成員の子供はライル・マール(*laiul mwai*・男性の子供)と呼ばれる(図2)。

この二つのカテゴリーは補完的な対と言うべき対比を示す。兄弟姉妹の間では敬語使用などの表敬・忌避行動が厳格に規定されているが、この脈絡ではライル・マールはライル・ショウブトゥに優越する。つまり姉妹の子孫は兄弟の子孫に対して表敬・忌避行動をとらなくてはならない。しかし土地保有集団の編成の脈絡ではライル・マールはライル・ショウブトゥの劣位にある。例えば、第二次世界大戦以前、父方集団から土地の贈与を受けた男性成員の子供(ライル・マール)は、土地の与え手である父方集団に対し一定の義務を負った。それが果たされなかった場合、父方集団は男性成員の子供を自らの与えた土地から放逐できるとされていたのである。

つまり土地保有集団を含めた、フララップ島の社会構造の核は、クロス・シブリングを中心に展開しているのだが、サーリンズのラメージと切頭出自系統という出自集団の区分はパラレル・シブリングの区分にのみ依拠し、クロス・シブリングに対する配慮は欠落していた。これにたいしゴールドマンは男女の二元論 *dualism* を西部ポリネシアの社会構造の重要な特長と見なしており、彼の視点はオルトナーのジェンダー論をふまえたポリネシアの社会の比較研究に引継がれている(Ortner 1981)。オセアニアの社会構造論におけるシブリング研究の意義の検討は今回の報告の課題を越えてしまうが、オレアイ環礁の事例をもとにクロス・シブリングの重要性を確認しておきたい。

1. 表敬・忌避行動

フララップを歩いていると、人々がいつも "*buutog mwongo*" と呼掛けてくるのに気づく。これは来て食べ物を食べなさいという意味だが、食物・土地の共有は社会関係の存在を表すイデオ

ムの中で最も大切なものの一つである。しかし姉妹は兄弟に対して、また年少者は年長者に対して、"buutog mwongo" と言うことは禁じられている。彼らは特別な敬語、*iletiiy* や *gettaur* を用いなければならない。このような特別な敬語は *gasorou* と呼ばれている。さらに *gasorou* はいくつかの行動パターンからなる表敬・忌避行動一般をも意味する。

関与する社会関係から区分すると、表敬・忌避行動は相対年齢に基づく行動と兄弟・姉妹関係に基づく行動に分けられる。相対年齢に基づく表敬・忌避行動を直接指示する現地語は見出せないが、このような表敬・忌避行動は年長者の前で腰を屈める義務、年長者に対し敬語を使用する義務、年長者の首から上に触れることの禁忌など、空間的上下関係によって社会的上下関係が表現されるものが中心となっている（図3）。敬語の名詞は首から上の身体部分を指示する言葉に限られる。またオレアイ環礁の東方にあるサタワル島においては、このような禁忌に対し *Yepin me wóón*（上からの禁忌）という言葉が報告されている（須藤 1980）。これに対して、兄弟・姉妹関係をパラダイムとする表敬・忌避行動は *ye tab mangeyang*（兄弟姉妹の禁忌）と呼ばれ、食器類共有の禁忌、バスケットに手を入れることの禁忌、寝具共有の禁忌、衣類共有の禁忌などである。これらは性行動に関連する禁忌が中心となっているということができよう。またこれらの表敬・忌避行動一般は *kapatengaw*（悪い言葉）と呼ばれる禁忌語と対立する。

表敬・忌避行動が守られる社会関係について検討するには、親族名称体系に触れておく必要がある。親族名称体系は、基本的にはハワイ型、つまり直系の親族と傍系の親族が区別されず、性と世代によってのみ親族が分類される体系である。しかしフララップでは、母方オジと姉妹の子供には特別な名称が存在し、それぞれ *mwalenap*・*fatiuw* と分類される。これはフララップの母系出自と一貫するといえるが、クロウ型のように世代が異なる親族が同一の名称で分類されることはない。このような類別的な用法以外に、母の姉妹を分類するのに *bisissilei*（私の母の姉妹）というように、複数の親族名称を組み合わせて用いる、より記述的な用法が存在する。しかし、組み合わせられる名称自体が類別的であるので、類別的用法と記述的用法の区分は相対的なものである。フララップ島では、人を呼ぶときには親族であっても個人名を用いるので、親族名称が呼称として用いられることはない。親族名称が用いられるのは、例えばある人がなぜ養子となった

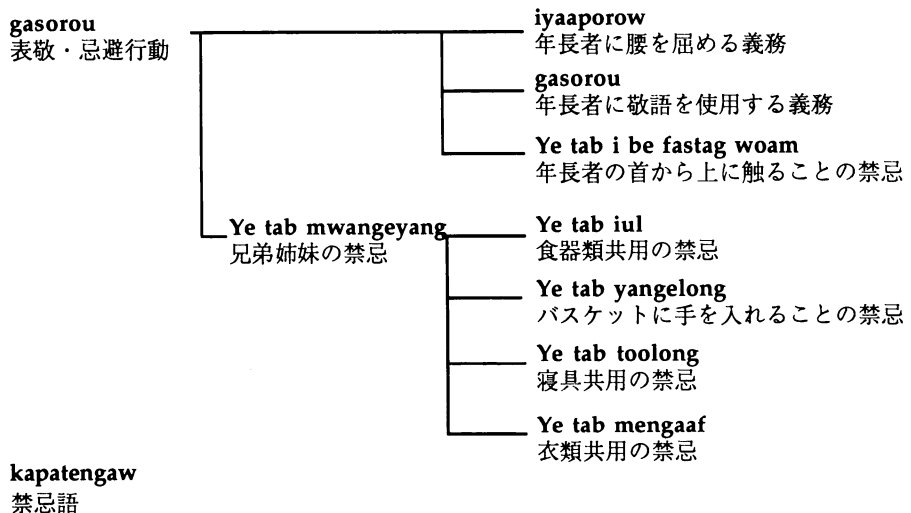


図3. 表敬・忌避行動

かをたずねたときに、養親が *silei* (私の類別的ハハ) だったからだなどと、特定の社会関係を説明する機会である。

親族の間では、男性エゴは、母方オジ、年長の兄弟に対して表敬・忌避行動をとらなくてはならない。女性の場合には、母方オジ、兄弟、年長の姉妹に対して表敬・忌避行動をとる。兄弟は姉妹に表敬・忌避行動をとる必要はない。類別的兄弟姉妹の間では、自らの母が年少であった場合、自己は母の姉の子供に表敬・忌避行動をとらねばならない。同様に、自らの父が年少であった場合、自己は父の兄の子供に表敬・忌避行動をとらねばならない。さらに姉妹の子供は兄弟の子供に表敬・忌避行動をとらなくてはならない。つまり特定クランのライル・ショウプトゥはライル・マールに表敬・忌避行動をとらねばならないのである。

姻族の間では、夫婦の表敬・忌避行動は一体と見なされ、夫は妻が、妻は夫が表敬・忌避行動をとる人に対し、表敬・忌避行動をとらねばならず、また配偶者が表敬・忌避行動を受けるものからこれを受ける。

このような体系を考えるとフララップで最も表敬・忌避行動をとらなくてもよい人は、クランの長となる。ところで、子供はこのような表敬・忌避行動をとる必要がない。表敬・忌避行動をとらなくてはならないのは、男が男になってから、女は女になってからといわれている。また首長の子供は、首長が父であるため、首長に表敬・忌避行動をとる必要はないが、カヌー小屋の集会では、表敬・忌避行動をとるといわれる。つまり表敬・忌避行動は政治的権威の領域に属していると思われ、この脈絡でライル・マールや姻族に対する表敬・忌避行動も理解する必要がある。

2. 土地保有集団の編成

男性成員の子供と女性成員の子供という二つのカテゴリーの間には、土地保有集団編成の脈絡においても、重要な差異がある。フララップ島の出自集団は、個人の帰属においては母系出自が卓越するが、母系集団の分節過程と母系集団間の連帯においては父方親子関係が重要な関係となる。分節過程について言えば、母系集団の成員の一部が父方集団の土地を獲得した時のみ、集団内に分節が形成されると言えるだろう。

図4は1909年のKrämerの調査にもとづくクランのリネージへの分節化と1988年5月1日の筆者のセンサスによるクランのリネージへの分節化を比較したものである(Krämer, 1937)。クランおよびリネージの屋敷地1988の欄が示すように、1988年5月の時点で、フララップ島にはAからMの13の母系クランが存在し、これらの母系クランは、屋敷地を基準にして数えると、h1からh34の母系リネージに分節していた。図4のクランAとクランA'、およびクランBとクランB'は起源の島は異なるが同一のクランに属するクランと見なされている。リネージの屋敷地1988のうちh32, h33, h34の3つの屋敷地は、センサスの時点では主たる成員が島外に居住していたため、居住者がいなかった。また1909年の屋敷地H8は、母系成員が絶え、調査時点では屋敷地として利用されておらず、土地の帰属については暗黙の対立があった。通常、系譜や土地保有の歴史は限られた親族の間で保持される秘密事項であり、土地争いが顕在化した時のみ、土地保有権の正当性を証明するために、系譜や土地保有の歴史が語られると言われている。

ここから予想されるように、人々に特定の母系リネージがどのクランに帰属しているかを尋ねると、若干の混乱を生じる。例えば、「何々屋敷地は住んでいる人はAクランだが、土地はBクラン

クラン	リネージの 屋敷地 1988	リネージの 屋敷地 1909	元来の屋敷地 保有クラン
A	h3	H21	A
	h29***	-	E
	h18	H5	E
	h14*	H11	E
A'	h1, h22	-	A, N
	h28**	H14	F
	h9	H16	B
B	h6	H17	C
	h4	H19	A
	h7	-	B
B'	h28**	H14	E
C	h8	-	G
	h10	-	C
D	h19	H7	D
	h31	-	D
	h23	H10	N
	h29***	-	E
	h12	H1	C
	h25	-	F
E	h26	H13	E
	h17	H6	F
F	----- 婚出した男性成員のみ		
G	h5	H18	G
	h24	-	E
H	h14*	H11	E
	h11	-	C
I	h15	H3	I
	h21	H12	N
J	h2, h13	H2	J, B
K	h27	-	unknown
	h20	H9	N
L	h30	H15	unknown
M	h16	-	unknown
居住者なし	h32	H20	I
居住者なし	h33	-	A
居住者なし	h34	H4	I
居住者なし	-	H8	N

図4. 集団分節の形成と屋敷地の贈与

*, **, ***は同一の屋敷地

ンだ」などの答えが返ってくるのである。これは第一にフララップでは人ばかりでなく土地にもクランのアイデンティティーが認識されていること、第二に養取関係、父・夫から子・妻への土地の贈与を通じて、クラン間で土地が循環するからである。フララップの人々もこのことを認識しており「自分らは他人の土地に住み、他人が自分らの土地に住んでいる」などと表現している。実際、h14, h28, h29 のように異なるクランに属する複数のリネージが同一の屋敷地を共有して

夫方居住をし、現在の屋敷地 h12 を含むクランCの屋敷地を得ている。そして、一世代前の女性祖先cも夫方居住を通して子孫のとだえたクランNの屋敷地 h23 を得ている。

一方、屋敷地 h25 の二世代前の女性祖先 d は夫方居住をし、現在の屋敷地とは異なる屋敷地に居住していた。そして一世代前の女性祖先 e は、その同じ屋敷地に暮らしていたが、その後本来の屋敷地である屋敷地 h31 に移り住んだと言われる。さらに現世帯主 f が、その父の類別的兄弟の養子となり、本来クランFに属する屋敷地 h25 に移ったのである。

先に述べたように、クランDはフララップの母系クランの中でも相対的に分節化が発達したクランである。しかしリネージ存在の基準となる屋敷地は、屋敷地 h31 を除き、すべて他のクランから贈与されており、本来の屋敷地が分割され新たにリネージが創始された例はない。新たなりネージが母系クラン内にできる場合を検討してみると、女性、あるいはその女性を母とする兄弟姉妹が、父方関係や養取関係にある他の集団から土地を得て、リネージを創始していることが、注目される。逆にリネージが新たな土地を獲得できない場合は、一時的に屋敷地を別とすることはあっても、世代を越えて存続する新たな分節は生じない。言い替えると、父方関係や養取関係にある他の集団の土地を獲得することが、母系集団の分節化を促す。ただし後述するように、養取関係では父の集団が優先される。つまり、フララップ島の出自集団は、その分節過程では、父方集団の土地を獲得することが必須なのである。

Krämerの資料と筆者の資料を比較すると、クランの分節が増加し、分節の増加が父方関係にもとづくことが多いため、現在の土地保有集団は、ある意味では『父系化』し、細分化しているという見方もありえよう。フララップ島は第二次世界大戦時に日本軍によって軍事利用すらされており、社会変化の影響を無視するわけにはいかない。しかし、出自集団における男性成員の子供と女性成員の子供という区分を考慮するならば、このような変化の仕組みは伝統的社会構造に内包されていたものと思われる。このことを明らかにするために、土地保有集団間の関係について考察したい。土地保有集団間の関係では、表敬・忌避行動のコンテクストとは反対に、出自集団のライル・ショウプトゥがライル・マールに対し優位な形で関係が保たれるのである。

3. 父方親子関係と連帯

3-1 養取

クランの分節過程では、母系集団の男性成員の子供が、父方リネージの屋敷地に移り住むことによって、新たな集団が生じる。新しく集団が形成されない場合でも、母系集団とその男性成員の子供の間には、養取、男性成員の子供への土地の贈与がしばしば行われ、連帯関係が生まれる。

フララップ島のほとんどの人は出生と同時に近親者によって養取される。夫婦の第一子の場合、理想的には父方の親族がこれを養取するとされる。第一子が父方のリネージの屋敷地に養取されない場合は、子供が父の母系集団にとって重要ではないことを意味すると見なされる。第二子以降は父方・母方いずれの近親者によっても養取されうる。

養家のリネージの母系成員が絶えた場合、養家のリネージの屋敷地に長く居住した子供が、その屋敷への帰属を養家のリネージの屋敷地に変更し、養家の土地の管理権を継承しうる。しかし養子が養家のリネージの土地の管理権を継承したとしても、養子は生家の母系クランの生得的アイデンティティーを維持する。このためリネージの人々のクランとリネージの屋敷地のクランのアイデンティティーが異なるという事態が生じる。

いることも有りうる。反対に h1, h22 または h2, h13 のように単一のリネージが複数の屋敷地を保有することもある。

クランの間で起こる土地の贈与は、クランの分節化に大きな影響を与える。Krämer は1909年に21のリネージの屋敷地を報告しており、図4のH1からH21はKrämer自身が用いた記号である(Krämer, 1937, 204-220)。図4のリネージの屋敷地1988年とリネージの屋敷地1909年の欄は系譜関係をたどりうる屋敷地を同一の行に示している。ここで、1909年に記載のない屋敷地 h1, h7, h8, h10, h11, h13, h16, h22, h24, h25, h27, h29, h31 は新たな分節化の結果生じたと考えうる。聞き取り調査によれば、この新たに生じた分節のうち h8, h11, h13, h16, h22, h24, h25, h27, h29 は他のクランから土地の贈与を受けて分節している。反対に、クランの本来の土地に屋敷地を得たりネージ4例は次のように成立している。h1 はドイツ・日本統治時代に環礁内のタガイラップ島がコブラ生産に利用され、人々が強制移住をやむなくされたため、フララップ島の同じクランの成員が土地を与えたものである。h10, h31 はKrämerの調査時点で利用されていなかった本来の土地が再び利用されるようになったものであり、h7 は養取によって他のクランへ土地が贈与される過程にある屋敷地である。またリネージの屋敷地がそのまま利用されていても、居住者のクランの帰属が替わっている例があることも注意されねばならない。

土地の贈与とクランの分節化の関係を考察するため、相対的に分節化の発達しているクランを例にとって見てみよう。図5は、首長を選出するクランDの系譜のうち、事例の提示に必要な現在の屋敷地に居住する最年長の女性とその女性祖先だけを抜き出したものである。屋敷地の記号は図4と共通である。現在、クランDの成員は3世代前の女性祖先まで系譜を遡り、婚出した男性を除き、6つの屋敷地、h12, h19, h23, h25, h29, h31 に居住している。このうち屋敷地 h29 は他のクラン(クランA)の成員と共有されたものである。クランDの本来の屋敷地は屋敷地 h31に属する土地である。

現在のクランの成員は三世代前の祖先である三姉妹まで系譜を辿ることができる。この姉妹の中で最年長の娘 a は、養父(クランE)から、屋敷地 h19 を得た。ついで二世代前の女性祖先 b は

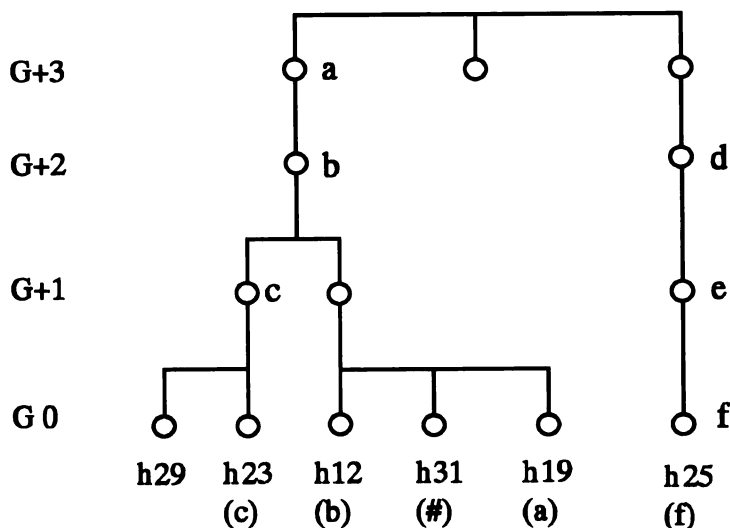


図5. 土地の獲得と分節化。

()内は屋敷地を獲得した女性。# は本来の土地。

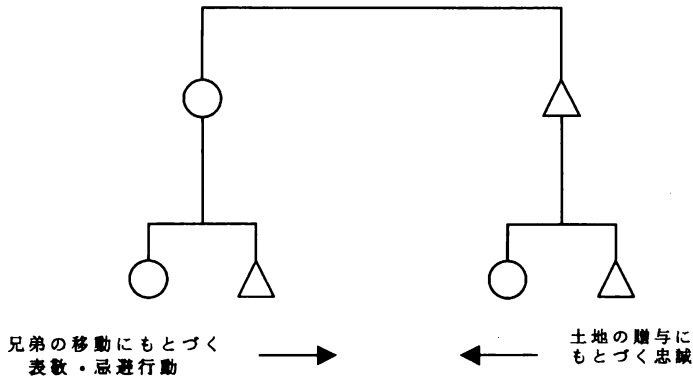


図 6. クロス・シブリング関係。

また第一子が養取されるのは、第一子が年長であることに意味がある。フララップの男は結婚後、妻のリネージの屋敷地に居住するのが規則であり、この父との交換で、夫婦の第一子は父方のリネージの屋敷地に養取されるといわれる。男のリネージ側から見ると、婚出した男はそのリネージの潜在的母方オジにあたり、リネージ内での地位が高い。この母方オジの高い地位を置換するために、婚出した男性成員の年長の子供、つまり第一子が養取されると言われる。また母方オジの地位が高いのと同じように、母の兄弟の子供（ライル・マール）は地位が高く、このために表敬・忌避行動がとられるのである（図6）。

3-2 土地の贈与

養子の場合、第一子が父方のリネージに養取されることが理念となっている。これとは反対に、土地については、父のリネージは妻子のリネージに土地を贈与することが理念である。フララップの各リネージは一連の屋敷地・ココナツ林・タロイモ田を共有しているが、これらの土地には二つのカテゴリーが認識されており、このカテゴリー区分においても父方関係・母方関係の対比が重要である。

第一の土地のカテゴリーは *shapil bugot*（根幹の土地）、*faashul bugot*（真の土地）、*ilalifat* などと呼ばれ、リネージに古くから伝わる、リネージの完全な保有地である。第二は *bugot faangetogo*（こちらに贈られた土地）、*bugot faang*（贈与の土地）あるいは *gonniwa*（カヌーの獲物）と呼ばれるリネージに贈与された土地である。フララップにおいて、個人は父方母系集団の土地に対しても使用权を持ち、リネージの男性成員の子供は父のリネージの土地に来て、その土地から食物を得ることができる。しかし、男は結婚後一定の時期に妻・子供に対して自らのリネージの土地の一区画の管理権を与えることが期待されている。

フララップ島の人々によれば、妻・子供に与えられる土地は妻の夫および夫の母系集団に対するサービスを認めるものである。つまり夫・父から妻・子への土地の贈与は自動的なものではなく夫-妻・父-子の関係のありかたに依存する。また父から贈与を受けた土地は、*bugot faang* として、リネージの本来の土地である *shapil bugot* とは区別される。*Bugot faang* は父から贈与を受けたその兄弟姉妹に帰属し、他のリネージ成員と共有される *shapil bugot* とは区別されるのである。

3-3 父方関係の義務

ところで父方のリネージから土地の管理権を得たりネージは土地の与え手のリネージに対し一定の義務を負った。土地の与え手のリネージが関与するカヌー小屋の建設、共同漁撈、葬儀などに際し、土地の受け手のリネージは食物・ヤシ縄などの贈り物を土地の与え手のリネージに贈与する必要があった。これを共同漁撈の例で見てみよう。

第二次世界大戦以前、共同漁撈はフララップ島を構成する村を単位とした。現在でもリーフの管理権は村にあると見なされている。したがって、共同漁撈の参加者は村の成員に限られていたのだが、これとは別に村を構成するクランから土地を得ている者は、自らの村の共同漁撈でなくとも参加し、ヤシ縄を貢納する義務があった。共同漁撈を行う村のクランから土地を得ている関係で共同漁撈に参加した者は、魚の分配を直接得ることができず、土地の与え手である父のリネージに分配されたものを得た。このような機会に、土地の受け手のリネージが土地の与え手たる父方のリネージに贈与をしない場合、土地の与え手は問題の土地を没収することができたという。つまり母系集団とその男性成員の子供の間には、土地の贈与を媒介とした非対称的な互惠性が存在していた（図6）。

ただし土地の与え手と受け手の間の互惠制は、現在、村落間の互惠性にとって替わられている。人々の説明によればカヌー小屋の建設、葬儀、共同漁撈などの機会における土地の受け手からの贈与の負担が大きくなったため、特定クランの土地を得たりネージだけではなく、フララップのリネージ全体が、村を単位として贈与を行なうようになったという。つまりフララップの特定の村でカヌー小屋の建設があった場合、他の三つの村のリネージは、村ごとに食物を集め、カヌー小屋の建設を行なう村に贈与するのである。

4 結びに代えて

伝統的フララップ社会は母系・妻方居住婚社会と特徴づけられるが、フララップ社会の社会構造の核心は母系集団の女性成員の子供と男性成員の子供という二つのカテゴリーの補完的な対立にある。

フララップ社会においては、表敬・忌避行動が日常生活においては厳格に規定されている。このような表敬・忌避行動の脈絡では出自集団の男性成員の子供は女性成員の子供に優越し、女性成員の子供は男性成員の子供に対して表敬・忌避行動をとらねばならなかった。しかしながら、土地保有集団としての出自集団の編成の脈絡では、男性成員の子供は女性成員の子供より劣位となっている。

フララップ社会の出自集団は、個人の帰属においては母系出自が卓越するが、その分節過程と集団間の連帯においては父方親子関係が重要である。出自集団の分節過程においては、母系集団の一部の成員が父方集団の土地を獲得したときのみ、集団内に分節が形成される。逆にリネージが新たな土地を獲得できない場合は、世代を経たとしても新たな分節は生じない。婚姻によって結ばれた二つの集団の間では、夫婦の第一子が、父を置き換えるものとして、父の集団に養取された。また夫は自らの集団の土地を妻・子の集団に贈与する義務があった。しかしながら、土地の受け手、つまり男性成員の子供は、贈与された土地のゆえに、父の母系集団に特定の義務を負い、これを怠った場合、父の母系集団の成員は、男性成員の子供をその土地から放逐させた。

つまり、フララップでは、土地保有集団としての出自集団への帰属では母系出自が卓越するの

だが、この集団間の関係では父方親子関係が卓越し、女性成員の子供が男性成員の子供に対し優位となる形で、集団間の連帯が図られていたとすることができる。これは、表敬・忌避行動のコンテクストにおける、男性成員の子供の優越とは対照的であり、フララップの兄弟姉妹間の関係はコンテクストに従った補完関係を示すということができる(図6)。

サーリンズは、(1) 特定の経済活動と結びついた種々の型の諸集団を結合する込み入った社会体系を環礁社会の特徴としてあげている。これは(2) 生産力が低いために、特化した生産組織によって生産を高める必要があったこと、(3) 環礁の人口が少ないために比較的伝統的社会構造が改変されやすいことを根拠としている(Sahlins, 1958)。オレアイ環礁の土地保有集団は、特定の経済活動と結びついた種々の型の諸集団を結合する込み入った社会体系の一部をなすと見なしうるかもしれないが、検証に必要な資料をを考えれば、これを経験的に検証しようとする自体保留せざるおえない。しかし土地保有集団の構造は各集団に土地を分配するメカニズムを持っていたとは言えよう。ここで重要なことは、構造の中心がクロス・シブリング関係にあることである。ラメージと切頭出自系統の差の核心はシブリング関係にあるわけだが、サーリンズの図式ではクロス・シブリングへの配慮が欠落している。この点からポリネシアの火山島の社会構造も再考できるのではないか。

謝辞 本研究の調査の一部はトヨタ財団研究助成(87-I-191)ならびに文部省科学研究費補助金(国際学術研究・学術調査03041051)によった。

引用文献

- Alkire, W. 1965. *Lamorek Atoll and inter-island socioeconomic ties*. Illinois Studies in Anthropology, No. 5. University of Illinois Press, Urbana.
- 1974. Land tenure in Woleai. In: Lundsgaarde, H. P. (ed.), *Land Tenure in Oceania*, 39-69. University of Hawaii Press, Honolulu.
- Chiang, C. et. al. 1987. *Report on the 1987 Yap State Census of Population*, vol. I. Colonia: Office of Planning and Budget, Yap State.
- Finney, B. 1966. Resource distribution and social structure in Tahiti. *Ethnology* 5: 80-86.
- Freeman, D. 1964. Some observations on kinship and political authority in Samoa. *American Anthropologist* 66: 553-568.
- Goldman, I. 1970. *Ancient Polynesian Society*. University of Chicago Press, Chicago.
- Krämer, A. 1937. *Zentralkaroline I. Halbband: Lamotrek-Gruppe-Oleai-Feis*. Thileius, G. (hg.), *Ergebnisse der Sudsee Expedition 1908-1910*. Friederichsen, de Gruyter und Co., Hambrug.
- Labby, D. 1976. *The Demystification of Yap*. University of Chicago Press, Chicago.
- Ortner, S. B. 1981. Gender and sexuality in hierarchical societies: the case of Polynesia and some comparative implications. In: Ortner, S. B. & Whitehead, H. (eds.), *Sexual Meanings: The Cultural Construction of Gender and Sexuality*, 359-409. Cambridge University Press, Cambridge.
- Sahlins, M. 1958. *Social Stratification in Polynesia*. American Ethnological Society

Monograph. University of Washintong Press, Seattle.

- 須藤 健一 1980. 母系社会における忌避行動—マイクロネシア・サタウル島の社会人類学的調査報告—. 国立民族学博物館研究報告 5: 1008-1046.
- 1984. サンゴ礁の島における土地保有と資源利用の体系—マイクロネシア, サタウル島の事例分析—. 国立民族学博物館研究報告 9: 197-348.
- 1986. ミクロネシアにおける母系社会の変質—トラック語圏社会の出自集団の構造—. 国立民族学博物館研究報告 10: 827-929.